

## 那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和5年7月25日（火）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 萩谷 俊行 副議長 大和田和男  
議員 寺門 勲 議員 原田 陽子  
議員 小池 正夫 議員 石川 義光  
議員 富山 豪 議員 花島 進  
議員 寺門 厚 議員 木野 広宣  
議員 古川 洋一 議員 勝村 晃夫  
議員 武藤 博光 議員 笹島 猛  
議員 君嶋 寿男 議員 遠藤 実  
議員 福田耕四郎

欠席者 議員 關 守

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 会沢 義範 次長 秋山雄一郎  
次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐以上及び発言者）

市長 先崎 光 副市長 玉川 明  
教育長 大縄 久雄 企画部長 渡邊 荘一  
政策企画課長 篠原 広明 政策企画課長補佐 宇佐美智也  
総務部長 玉川 一雄 総務課長 加藤 裕一  
管財課長 川崎 慶樹 管財課副参事 稲田 政徳  
健康推進課長 玉川祐美子 健康推進課長補佐 飛田 建  
ワクチン接種対策室長 梅原千也子 上下水道部長 渡邊 勝巳  
下水道課長 金野 公則 下水道課長補佐 秋山 洋一

会議に付した事件

- (1) 那珂市公共下水道事業計画期間の延伸及び事業計画区域の拡大について  
…執行部より説明あり
- (2) 那珂 I C 周辺地域に係る産業用地開発検討の進捗状況について  
…執行部より説明あり
- (3) 車検切れの公用車の使用について  
…執行部より説明あり
- (4) その他  
・議員と語ろう会について

…事務局より概要説明

議事の経過概要（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

事務局長 それでは定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、3密をできるだけ避けるために机の間隔を開けております。また、換気のため廊下側のドアを開放して行います。

ただいまより全員協議会を開会いたします。

初めに議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。

全員協議会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

今日は、会議事件はその他を含めて4件ではありますけれども、この後、教育厚生常任委員会、またICT推進検討会があるということですので、スムーズなご審議のほどお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の進行は議長をお願いいたします。

議長 ご連絡いたします。会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたします。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員は關議員1名であります。

定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。職務のため、議会事務局職員が出席しております。

議事に先立ちまして、先崎市長が出席しておりますので、挨拶をお願いいたします。

市長 おはようございます。

本日の全員協議会の開催に当りまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素より市政運営に特段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

まず初めに、ご報告となりますが、去る6月20日、公用車の車検が5月22日に期限を迎えていながら、それに気づかず約1か月間運用を続けていたという事実が判明をいたしました。幸いにも交通事故などはありませんでしたが、直ちに警察に報告、相談するとともに、報道機関への情報提供を行いました。議員の皆様にはご心配をおかけしました。本当に申し訳ございませんでした。

公用車の運用につきましては、日頃から法令遵守の徹底に努めてきたところでございますが、この度の事案を受けまして改めて緊張感を持ち、再発防止に取り組んでまいりますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の全員協議会でございますが、車検切れの経緯も含め3件につきましてご説明をさせていただきます。ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。挨拶といたします。

議長 ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時04分）

再開（午前10時05分）

議長 再開します。

それでは、次第に従いまして議事に入ります。

那珂市公共下水道事業計画期間の延伸及び事業計画区域の拡大について、執行部より説明願います。

下水道課長 下水道課長の金野です。ほか職員が2名出席しております。よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、全員協議会資料、那珂市公共下水道事業計画期間の延伸及び事業計画区域の拡大についてご覧ください。

それでは、説明いたします。

#### 1、事業計画の概要になります。

那珂市の公共下水道事業は、那珂久慈流域下水道として旧那珂町では、昭和58年1月に事業認可を取得し、また旧瓜連町では、昭和63年12月に事業認可を取得して、生活環境改善と公共用水域の水質保全を目的に事業を始めました。

現在の事業計画区域は、平成23年度に152.3ヘクタール、平成25年度には327.1ヘクタールを拡大した区域を含めた1,710.6ヘクタールになります。また、事業計画期間は、平成30年度に事業期間のみを延伸したことから、令和5年度末となっておりますが、整備の見通しについては令和8年度末の概成が見込まれます。

#### （1）計画期間の延伸について。

効率的な汚水処理施設の整備、運営管理を適切な役割分担の下で計画的に実施していくため、令和2年度に公共下水道全体計画見直し方針を定めました。今回の事業期間の延伸については、短期的な取組である現在の事業計画区域1,710.6ヘクタールの令和8年度末概成に向け、計画期間の延伸が必須であること及び中長期的な取組として集落があり、生活環境を保全する必要がある区域に縮小し、引き続き公共下水道の整備を行う方向性を示していることから新たな区域を今回の計画期間に含めることで整備の効率化を図るものです。

#### （2）計画区域の拡大になります。

事業計画区域の拡大は、公共下水道事業計画全体計画区域見直し方針や公共下水道事業

経営戦略に基づき、布設の効率性、経営の健全性、財政状況の安全性を踏まえながら未計画区域から選定いたします。

なお、新たに事業計画区域となった区域は、合併処理浄化槽の補助が非該当となることから、市民サービスの低下を防ぐため、おおむね5か年で整備が可能な区域とした公共下水道事業5か年計画を策定いたします。

次のページをご覧ください。右側に図面がありますので、図面のほうをご覧ください。

この図面は、今後の公共下水道整備に係る指標となる公共下水道全体計画見直し方針を、令和3年度に策定し、その際に作成した図面になっております。この図面の色分けについてご説明させていただきます。

紺色の区域は、既に公共下水道や農業集落排水事業を使うことができる、いわゆる供用開始済みの区域になります。水色の区域は、現在、公共下水道の整備を行っている区域です。この区域の整備は、令和8年度末に完成する見込みです。赤色の区域は、引き続き公共下水道の計画区域として公共下水道のスケールメリットを生かせることができる区域です。ピンク色の区域は、引き続き公共下水道の計画区域とするが、公共下水道のスケールメリットを生かせることができないため、事業認可区域を取得する時点で土地利用の状況によって再度事業を実施すべきかどうか判断するという区域になっております。黄色の区域は、検証の結果、合併処理浄化槽による汚水処理区域となった区域となります。

今回の公共下水道事業計画期間の延伸は、水色の区域の概成にはあと3年要すること、また、その3か年中に新たな区域の実施設計を進めることで、さらなる汚水処理人口普及率の向上につなげるためにも拡大区域を含めた事業期間の延伸といたします。その拡大区域につきましては、公共下水道事業計画見直し方針より、図面でいう赤色の区域からの選定となりますが、昨年度に策定した公共下水道事業経営戦略を踏まえながら施設の効率性、いわゆる既存施設の有効活用、また経営の健全性、いわゆる収入の見込み、そして財政状況の安全性、いわゆる投資規模などを検証しながら整備が5か年で概成となるよう、公共下水道事業5か年計画を策定いたします。

その具体的なスケジュールですけれども、左側の資料をご覧ください。

2の今後のスケジュールになります。

まず、本日の全員協議会に、公共下水道事業計画期間の延伸及び事業計画区域の拡大について作業内容及び作業スケジュールのご報告いたします。

9月になりまして、第1月曜日である4日の部長会議、またその下旬の21日の全員協議会へ公共下水道事業5か年計画の案を報告いたします。この報告で拡大する区域をご報告いたしたいと思っております。

10月下旬に、第39回下水道事業審議会に計画案について諮問答申を行い、11月の第1月曜日、6日の庁議において計画の決定、その後、速やかにパブリックコメントの実施

等を進め、年明けの第3月曜日の部長会議にパブリックコメントの結果報告、最後に全員協議会に報告というスケジュールとなっております。

新たな区域の選定については、冒頭の事業計画の概要もあるとおり、480ヘクタールという膨大な拡大はその整備に既に12年もの歳月をかけてしまい、さらにまたあと3か年はかかる見込みです。この結果、事業計画区域となった方々には、合併処理浄化槽の補助が非該当となり、下水道事業そのものの目的である生活環境の改善と公共用水域の水質保全となる汚水人口普及率の向上に支障を来してしまったことは否めません。この反省点も踏まえ、効率的な整備を心がけながら5か年で整備が可能な区域を選定し、次の事業計画期間の延伸の際には、またさらに新たな区域が選定できるようスピード感のある下水道事業となるよう、また事業の見える化を図れるよう努めてまいります。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりました。

何か確認したいことございますか。

花島議員 私、関心を持っているんですけども、細かいことは、細かいと言っちゃいけないか、大枠のことについてはよく分かっていないところがあるんでお伺いしたいんですけども、まず全体の大きな計画がありますよね。それで、今言っているのは次の区切りの大きな計画の中の短い期間の話をしているんですか。それとも大きな計画の中でここに造るつもりとか、造らない予定とかという話というのか、それがちょっとよく分からないんですが。

下水道課長 改めまして資料の図面を見ていただきたいと思いますけれども、こちら先ほども説明したとおり、那珂市の下水道の全体計画の図面になっております。紺色がもう整備が終わっているところですけども、ピンクとか赤いところ、こちらが公共下水道を引き続き整備をしていこうという区域になるんですけども、今回ご説明をさせていただいたことは赤色の区域から選定し、下水道を整備していこうということになります。もともとある下水道の計画の中で、またさらにその実際その整備をするところを選定していくということになります。

花島議員 分かりました。やっぱりそうなんですね。そうすると、この赤色の中から早急に整備する場所を選ぶということかと思うんですが、どんな基準で選ぶかというのはもう気になるところなんですが、その辺の心積もりというか、今の段階の計画というのはどうなっているんでしょうか。

下水道課長 先ほども説明したとおり、やはり下水道整備というのは相当お金もかかるというものと、やはり今後の経営というものについても考えなくちゃいけませんので、やはりその投資効果、またその後の収益等も踏まえながら、鑑みながら、また現状の状況も確認しながらの選定になります。

花島議員 今の検討の中には、例えば住宅がどのくらい密集しているかというのは当然影響し

てきて、収益に関わるので、入っていると考えてよろしいんですね。

下水道課長 赤色の区域については、そのようになっております。

議長 よろしいですか。

笹島議員 下水道事業拡大、これもいいことなんですけれども、多額の費用と時間もかかりますよね。一つ問題なのは、まだ接続していない、せっかく整備したのに接続していないと、何年もかん年も。罰則があるわけじゃないですよ、任意でやる。何割くらい、もうそれもデータは上がっていますか。

下水道課長 接続率につきましては、令和5年3月31日現在で89%という接続率になってございます。

笹島議員 ほとんどの方は接続と。これ本来だったら99%か100%いかなければ、要するに費用、下水道費用が入ってこないんですよ。それすごく不公平になると思うんですよ。ですから、これから合併浄化槽も推進、推奨しているわけですよ。そのミックスも考えなきゃいけないですよ。何でもかんでも非常に先ほど言ったように費用もかかるし、時間もかかるしと、どこもかしこも今言っていた浄化槽、公共事業ですよ、やるといことはどのように考えているんですか、それは。

下水道課長 下水道事業については、議員おっしゃるとおり、その費用が相当かかるのと時間がかかるということですので、合併処理浄化槽のほうも推進しておりますが、繰り返になります、またその図面のほうで見ていただくと、黄色い地区というのがやはりそれはいろいろ調査をした結果でいくと合併処理浄化槽のほうの方が有利であろうという区域になっておりますので、そちらの区域については、毎年、単独処理浄化槽、くみ取り槽の方については、そういう浄化槽の補助金についてアナウンスをさせていただきながら、汚水処理、生活の環境の改善、汚水処理人口普及率の向上のほうに努めていっている状況でございます。

笹島議員 一般の市民の人は最初のうちは早く下水道を通してくれというふうに言っているんですよ。現実的に今度は下水道が通って、今度は接続までの家までのこれも費用も自分で負担しなきゃいけない。相当な金額ですよ、敷地が広いところは。それから、今度は今言っていた水道料、倍かかるわけですよ。これにみんな驚いてしまって、いや、こんなに大変なのという方もたくさんいらっしゃると思うんですよ。そういう声を聞いているかどうか分かりませんが、やっぱりできる限り合併浄化槽を、最初のうちは費用かかるかもしれないけれども、市のほうも補助しているわけですから、やっぱりこれはいいですよということを進めていくということもやらなきゃいけないと思うんですよ。どうでしょうか、その点は。

下水道課長 おっしゃるとおり費用は相当かかるというふうに思っております。合併処理浄化槽の県のお話になりますけれども、今回のその合併処理浄化槽の補助金につきましては、本体補助以外に単独処理浄化槽からくみ取り槽の方、転換される方につきましては、宅

内配管工事という補助が出ております。こちら30万円という補助が出ています。また、撤去をする費用、単独処理浄化槽を撤去する場合には12万円、くみ取り槽を撤去する場合には9万円というそういう大きな費用が、補助が下りていきますので、もしその公共下水道が来るまでにそういったものを転換していただければ、公共下水道が来た際には、それを引き続き使用することは可能な部分もございまして、個人負担の軽減につながるというふうに我々は思っておりますので、そういう意味で赤色区域にも中心に合併処理浄化槽の転換というのを進めているというのも現状でございまして、ピンクの区域もそうなんですけれども。

以上でございまして。

議長 ほかに。

勝村議員 計画区域の拡大ということで、新たに事業計画となった区域は合併処理浄化槽の補助が非該当になるということですが、この新たに事業計画になったというのはどこなんですか、これ。

下水道課長 新たな区域の拡大になることについては、9月に報告させていただきたいと思っております。今回はスケジュールとなりますので、今回はちょっとそこについてはお答えできないと思っておりますので、ご容赦いただきたいと思います。

勝村議員 はい、分かりました。

寺門厚議員 今回のその見直しで、令和2年度の地図で言いますと、その赤とピンクと黄色と、現状もう既に完了しているところはブルーで、今整備事業中というのが水色という区分けになっていきますよということなんですけれども、そもそもその黄色は縮小として、もう公共下水道計画区域から外れますよということで、住民の方にも説明をして、これはもうご納得いただいているんですか。

下水道課長 やっぱり様々その人、人、主観はいろいろあるかとは思いますが、その公共下水道神話的な、昔から公共下水道がいいという方もいらっしゃいますので、そういった方はご不満はあるかとは思いますが。

しかしながら、これは全国的にもそうなんですけれども、公共下水道で整備をしていくのにもお金がかかる、時間がかかる、またそのお金のかかった借金を後世に残していくのかということで全国的にそういう見直しをかけている。集落がなかなかちょっと多くなくということについては合併処理浄化槽がということですので、合併処理浄化槽の補助が手厚くされているというのはそこにありますので、そういう方については丁寧な説明を心がけていきたいというふうには思っております。

寺門厚議員 特にこの黄色の区域、ピンクもそうなんですけれども、単独処理浄化槽とあとくみ取りの世帯が多いと思うんですね。2,000世帯とか多分、数で言うと。これはその世帯は優先的に合併処理浄化槽へ切り替えということでまずやっていただくということが必要かと思うんですね。その辺の説明と、ここはもう公共下水道じゃなくて合併浄化槽

でいいんですよという説明は、もうされて、大体納得というのはこれからいろいろあるけれども、されているよという話なので、まずそれが優先だろうと思うんですね、その単独とくみ取りの方。

それともう一つは、赤の地域、今後公共下水道としてやっていきますよというふうに決められた地域については、今回の令和8年度までの計画に一部組み込みで整備をしていきますと。これ赤の地域、それからピンクの地域の計画、具体的に何年かかって整備をしていくんだという計画はあるんですか。それは住民の方に説明はしているんですか。

下水道課長 具体的な計画があるかということについてになりますけれども、全体計画見直し方針を令和2年3月に定めさせていただいた際には、中長期的なスパンという形で15年から20年という中での作業になるということで、具体的な本当にこの地区は何年で、この地区は何年というそういったものは、策定はしておりません。

寺門厚議員 令和2年で、もう既に今、令和5年ですから3年は経過していますよね。15年から17年ぐらいというと、もう計画がないとどんどん日程といいますか、年だけが重ねていって計画が何ら進まないという話になっちゃうんで、それを早く示していただきたいのと、この赤の地域でも接続をしないという方もいらっしゃると思うんですよね。これも合併浄化槽が入っちゃって、もう要らねえよと。ピンクのところもそうだと思います。この辺の見極めというというのはやっぱり早くやらないと、もう何年たっても、もう進まないですよ。これというのはもう30年たって、農集が入ってもう30年たつんで、そうじゃないところももう30年待たされて、また20年ぐらい待つわけですよ。もう合併浄化槽が入ってしまえば、もう多分要らないというふうに判定もできるんで、流末の問題はあるにしても、だから早く合併浄化槽にさせていただきたいということなんで、その辺の計画をきちんと立てて進めていくというお話をきちんと住民の方にさせていただきたいんですが、今、どうも聞いていると予算の都合上でなかなか進まないんですよ。多分年間6億円か7億円ぐらい使ってぼちぼちとやっていくということなんでしようけれども、従来の令和2年度見直しの前の公共下水道費用で160億円ぐらいの見積りが、もっとそれ以上かかりますよということで五、六十億節約できたと思うんですよね、見直しで。ですから、その辺も費用的にはもう少し組んでいただいて、積極的に進めていただきたいんですけれどもどうでしょうか。

下水道課長 まず1つ、先ほど私、答弁させていただいた中で訂正をさせていただきたいんですけれども、中長期定期スパンというのが令和9年度以降ということになりますので、今現在からの15年、20年ではなくて、令和9年度以降というのを付け加えさせていただきたいと思います。それは大変失礼いたしました。

また、その計画的なことについてになりますけれども、なかなかその図面でも見いただいているとおり、広大な区域になっておりますので、どこそこを計画的に分かりやすくというのはなかなか難しいという点でございますけれども、まず今回5か年で整備が



できるくらいの区域を選定していきまして、そしてまた次に整備をできるところというふうに順次できるような形に進めていきたい。我々はスピード感を持ってと先ほどお話をさせていただきましたが、議員の皆様から見ればそうではなく、本当にもうちょっと分かりやすくというご意見だと思いますけれども、やはり我々も一生懸命その辺は努力はしたいと思っておりますけれども、難しい点というのもございますので、その点をご勘弁していただきながら、とにかくまずは赤い地区の中からもうどんどんスピードアップした整備を進めていくということで我々は努めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

寺門厚議員 話は分かりますけれども、いずれにしてもその一部だけが赤い地区が選定されて、じゃ、令和8年度までにとこの話にはなるんでしょうけれども、それはやっぱり住民の皆さんは納得いくそのリストアップの選定の基準を設けていただいて、十分説明をしていただくというのと、合併浄化槽区域ですね、この区域も同時にやっているわけですから、全体的にこういうふうに進めていますよという話もきちんと説明していただきたいですよね。よろしくお願ひします。

議長 ほかに。

遠藤議員 すみません、ちょっと確認をしたいんですが、この図面で平野台の下のところのピンクというか、だいたい色、これ県民の森と植物園なんですけど、ここというのは整備するということなんでしょうか。

下水道課長 遠藤議員からありました御指摘のとおり、そこについては植物園のエリアになっております。これは見直しをかけたときには下水道整備が必要かどうかというその議論もあったんですけども、やはり計画性がまだある区域なので、全体計画から落とすということをせずに残しているというだけの状況でございます。

遠藤議員 はい、分かりました。公共下水道、こういうエリアに入るものなんですか、こういうのって。

下水道課長 もともとの全体計画の中にもエリアとして入っていたところでもございますし、繰り返しになりますけれども、そういう施設でもありますので計画性があるということで下水道の計画から落とさないという考えでそのままにしております。

遠藤議員 あとその新たな事業区域となる区域というのは、今、色が染まっていない中から新たに組み込んで立てるとそういう意味ですか。

下水道課長 新たな区域というのは、ピンクと、特に赤い区域、色を塗っている赤い区域のところを選定して整備をしていくということになります。

遠藤議員 大枠この地図で見て、とにかく黒はもう既に終わっているところ、青は今やっているところ、それ以外はまあ何もやっていないところなんですよ、ざっくり言うと。その中で特に黄色はもう公共下水道、農集は入れないと決めたところ、そういう見方でいいですか。

下水道課長 はい、そのとおりでございます。

遠藤議員 これ決めたんですね、確かに今、寺門議員がおっしゃっているとおり、これ黄色になっているところというのは、これ住民の方はこれでいいんですか。これみんな分かって、納得して、文句出ないんですか。

下水道課長 見直し方針を定めた後、当然、見直し方針を定めるに当たってパブリックコメントも実施したり、説明会も開催はしたんですけれども、説明会も新型コロナウイルス感染症の影響もございまして完全には全部できなかったところもありますけれども、そういうホームページで掲載したりとか、いろいろなところで何かあればその説明をすとかということはしておりました。

遠藤議員 これ、事業の進め方としていいんですか、それで。というのは、ここにいる議員、皆さんそれぞれ関連性があるって、ここは我々住民の代表として来ていますから、私なんかもやっぱり地域を歩くとこの下水道の問題はどこでも関心が高くて、入っていないところは早くやってくれという声と、あともう一つ最近聞くのは、本管は何とか入れてくれたけれども、俺の周りたちは2件しか入れないよと。もう何年も何年も要望はしてはきたけれども、今さら入ったって、もう70代のうちは2人しかいないし、何十万円も出して今さら分担金払えないわ。だから、せっかく今来たって、もうつながないよと、逆にこういう声も今、幾つか出ていたりあるんですよ。

だから、そういった中で、今、今後、その計画をこれからまた立てていくわけでしょうけれども、そういった実情を踏まえた計画立てになるのか、あとそもそも今の黄色のところ、そういうふうを選定をした過程を聞くと、非常に不安ですね。説明会したけれどもコロナ禍であまり十分じゃないというのは、やっていない地区もたくさんあるということじゃないですか。それでもって決めてしまって、これでもうあんなのところは入れないよ、それでもって我々は地域を回って、議員はそういう説明できないですね、そういう状態では。聞いていないですもの。こういったところ、地域というのはここはもう公共下水道入らないと決まったとあって、僕らはそういったところに地域に行って、そんなのいつ決まったんだよと、俺らの声聞いているのかよと多分言われると思うんですけれども、そういうふう僕らが言われたときどういうふうに言えばいいんですか。

下水道課長 この全体計画見直し方針、市の方針は定めたという形でございます、まだ法定手続は行っておりません。これは那珂川・久慈川流域別下水道の整備総合計画というのも同時に1市町村だけではできるものではございませんので、まずは方針を定めたということですので、そういうふうにご理解いただければと思います。

遠藤議員 定めた後どうするんですか、住民の皆さんの説明等々は。理解をしていただくための説明責任はあるはずですよ。

下水道課長 我々もその説明責任というものは重々それはそういう認識は持っておりますけれども、先ほども申したとおりやはり当然反対される方はいます、いました。でも、やは

り今の現状、その下水道を整備する社会情勢、これは今議員の話もありましたとおり、合併処理浄化槽または集落の問題もあって下水道を今さらという方もいらっしゃると思います。そういったことが全国的にありますので、やはり全てにおいて下水道で、最初はやっぱり右肩上がりの人口増でしたのでどんどん整備しましょうという考えがありました。しかしながら、今お話を申したとおり、いろんな様々問題があるのでそういった問題を考慮しながら落としていくというのが、これは国のほうの方針でもございます。それにのっかって那珂市もそのように定めさせていただいておりますので、何とぞご了解いただきたい、ご理解いただきたいと思っております。

遠藤議員　そういうことなんですよ。分かりますよ。だから、それを住民としっかりと話をさせていただくことが必要だという話をしているのであって、確かに1回本管入れれば何十年後には更新しなければいけないから、現行、人口減社会の中でそこは効率がよくないというのは分かっているんです。

ただ、やっぱりこれはすごく大きな話だから、しっかりと住民の皆さんと話をしながら、進めるのを努めていただきたいなと思うんです。よろしくをお願いします。

富山議員　1つ質問なんですが、これ赤い点線が市街化区域ですよ。赤い点線で回っている部分が。

下水道課長　旧瓜連町、旧那珂町のところでそういうピンクというか、くるくると回っているところでしょうか、ご質問の内容は。

1点斜線とか、赤の1点斜線であるところは、市街化区域になります。

富山議員　その市街化区域内でもこれ、平野台の周り、結構縮小、もうやらないという地域が見えますが、これについて伺います。

下水道課長　こちらについては平野台の高台になりますので、のり面、堰堤部になりますので、もうそこは面積にカウントする必要性がもたないということになっております。

富山議員　よく分かりました。こんなにあるんですね、移動できる市街化区域というふうなのがよく見えました。ありがとうございます。

議長　ほかに。

福田議員　事業計画の優先順位というのはどういうことで判断をするんですか。

下水道課長　優先順位ですけれども、やはり既存にそういう管がある、また繰り返しになりますけれども、収益性が見込まれる、またその集落がある等いろいろ鑑みた中でそういう選定をして、9月に報告させていただきたいと思っております。

福田議員　先ほど遠藤議員も言っていましたけれども、まだこの未整備の地域、いわゆる高齢化が進んでいる、そしてこれだけ長引いている、こういうことで加入率、これを心配するんですよ。今、整備中のところ、こういう地域でも加入率というのは非常に低い地域もあるでしょう。そういう意味で今回我々のところにも9月に報告がされるというようなことが記載されていますけれども、まずこの優先順位、それから加入率、こういった

ことを示してくれないとちょっといろいろ支障が出てくるんじゃないですか。私はそういうふうに思うんです。

例えば、これ9月には公開される、我々に報告があるということは、例えばその地域に指定されたとすれば、まず加入率というのが一番我々は心配すると。それと、これは経済的な面、それから効率から考えた場合には、どうして飛び飛びなんですか、これ。その辺がどうも私は理解できない。それ担当部署でどういうふうに思っていますか。

下水道課長 一番最後にありました飛び飛びという点につきましては、我々も今、現職員不思議に思っています、飛び飛びに整備をしたというのは。だから、そういうことがないようにしっかりと、今回その5か年計画というか、新たな区域というのを選定していきたいというふうに考えております。

福田議員 それは当然ですよ。それは当たり前のこと。今までの過去のことがあるから我々は心配しているわけです。それを反省して、今度5か年計画でやっていくというのは、それは当たり前の話でしょう、それ。だから、それにはどうするんですかということを私は聞きたい。事業計画に決まった地域で実際に加入率が悪い、そういうことではあまり意味がないでしょう。だから言うんですよ。だから、それをどういうふうにやっていくんですか。例えば、アンケートを取るとかそういう手法というのはないんですか。

下水道課長 ただいま議員のほうからそういうすばらしい提案をさせていただいたんですけれども、今年、実は我々も今のその過去に整備したところで、もう整備済みの地区ですけれども、加入率の問題というのがありますので、そういったところで本当のどういう意味で接続、公共ますは設置しているけれども、接続していないという方が多々ある地区もあります。その地区を重点地区と選定しまして、アンケート調査を行い、今回の区域の拡大については間に合うかどうかはあれですけれども、そういったその実情というのをも数値化していきたいというふうに進めております。

福田議員 今回、アンケート調査はやるわけだね。そうしてから我々に報告があるわけでしょう。

下水道課長 今回そのアンケート調査の結果を今回の9月に合わせてというのは、ちょっとそこは今回は難しい、申し訳ないですけれども、そこはそういったいろんなものに踏まえながらその次回、また次の認可のときにはそういったこともしっかりと考慮しながらやっていきますので、今回はちょっと申し訳ございませんけれども、そこまではちょっとそういう作業は間に合わないですけれども、今年、まずはそういう接続率が悪いところについて、そういう我々のほうでアンケート調査を行い、またその接続率の悪いところについては何らかの対策が練れないかというのを来年度考え、令和6年、令和7年度にはそういう対策案というものを示していきたいと執行部では考えております。

福田議員 それではあまり意味がないね、今回はできないというようなことでは。また同じような結果が出てくる可能性というのは大じゃないですか。

例えば、今回の事業計画に入っているところというのは、これ面積的に相当あるでしょう。その中でどれぐらい事業計画に今回この区域を指定するのか分かりませんが、やはりそういう前のことを反省材料としてそれを生かしていただきたい。特にこの公共事業では一番経費がかかる下水道整備ということなんですから、やはりこの効率とか経済性とかそういうことというのは何か今までの進捗状況を見ると、あまりそういうことが含まれていない、私はそういうふうに思っているんですよ。飛び飛びになっちゃっている。飛び飛びもそれはその地域のあれですからいろんな事情でそれは理解はできますけれども、もうちょっと幅広い考え方、そういうことでやっぱり進めていただきたいというふうに思うんですけども。答弁は結構です。

以上です。

議長 ほかに。

花島議員 最初に言ったほうがよかったのかもしれないですけども、いろいろ厳しい意見が議員の方から出ているし、多分住民の方からも出てくると思うんです。でも、とにかく大昔の大きな計画が間違っていたというのが、私は第一だと思うんですよ。それで、私は議員になったときから見直すように言ってきました。それをもうかなり具体的に近年やってくれているというのは本当に感謝しています。

多分、職員の方からすれば、昔のとおりずるずるやっていけば、ある意味では遅い遅いと言われるだけであまり支障がないということと変な言い方ですけども、だけれどもそうするとお金がかかるし、住民にとってはきれいな排水環境を持つのを遅れるし、トータルでは例えば国から補助金が出たとしても結局は国民に負担がかかるわけですね。将来の維持も大変になるということで、ちゃんと見直すということに取り組んでもらったのは本当に喜んでますんで、昔の計画が悪かったからいろいろ苦情なり、厳しい意見も出るかもしれないけれども、それを改善していくというのはしっかりやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

笹島議員 これあれですよ、昔、先ほど言ったようにいろんな市民もそうですけれども、議員の人たちも、地区に早く入れろ、早くあれしろということで何十年もそういうことをやってきた弊害だと思うんですけども。ただ、今もう変わってきて費用対効果というのは大事だと思うんですよ。第一優先しなきゃ、やっぱりもうどうしてもこれから人口減少でなってきますね。空き家も増えてきますよね。やっぱり人口密度ですよ。そこは最優先になってくるのは公共下水道の一番すばらしいところだと思うんですけども、そういうことを考えながらやっぱり計画性というのをやっていくのかな。

下水道課長 おっしゃるとおりのことを踏まえながら、その色分けしたという形になっております。

議長 ほかに。

ないようですので、終了といたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時47分）

再開（午前10時48分）

議長 再開いたします。

続きまして、那珂インターチェンジ周辺地域に係る産業用地開発検討の進捗状況について執行部より説明願います。

政策企画課長 政策企画課長の篠原です。ほか2名が出席しております。どうぞよろしく願います。

それでは、那珂インターチェンジ周辺地域に係る産業用地開発検討の進捗状況についてをご説明をいたします。

那珂インターチェンジ周辺地域に係る産業用地開発の検討を進めるに当たりまして、産業用地開発検討の概要の説明及び地権者の土地利用に係る意向を確認するため、地権者への説明会を開催しましたので、その実施状況等についてご報告をするものでございます。

まず、1の地権者説明会です。

説明会開催の案内の通知を77の地権者に対して送付しました。また、同時に地元であります芳野地区と菅谷地区のまちづくり委員会の委員長及び飯田と原福田の自治会長にそれぞれ事前説明を行いました。

（1）説明会参加状況では、記載のとおり合計で3回実施しまして、77の地権者のうち40の地権者の参加がありました。

（2）欠席者への対応では、37の地権者の欠席がありましたが、7月3日から10日にかけて個別訪問等により概要の説明及び意向の確認を行いました。

なお、議会議員の皆様には、7月3日にラインワークスを活用しまして説明会で使用しました資料と参加者などの数などについてご報告をさせていただいたところでございます。

次に、2の地権者の意向確認状況についてです。

説明会参加及び個別説明ができた方、いわゆる接触して話ができただ方が76件ございまして、残りの1件につきましては、連絡先は分かっておりますけれども、なかなか連絡が取れないという方となってございます。その76件のうち意向調査の回答をいただけた方が7月18日時点で68件、下の表で記載のとおり、（1）産業用地開発について「検討を進めたほうがよい」、「どちらかというに進めたほうがよい」というご意見で67件となりまして、開発に否定的なご意見はなく、（2）「用地買収の意向についても応じることができる」が51件、「条件によっては応じることができる」が17件で、こちらも地権者の皆さんからご協力をいただけたというような回答結果となってございます。

なお、直近の昨日7月24日時点では、3件の回答が追加となっております。71件の

回答をいただいておりますが、同様に進めたほうがよい、買収に応じるという回答となっております。

次のページにまいりまして、3の産業用地の検討エリアについてでございます。

検討エリアについては、これまでは那珂インターチェンジの北側のエリアを丸でくくってお示しをしてございましたが、下の図面中、青色のエリアの77の地権者を対象に説明を行いまして、地権者の意向等を確認をいたしました。

なお、この開発エリアにつきましては、今後の調整や検討等によって変更になる可能性があるということを申し添えたいと思います。

対象としたエリアの内訳は記載のとおりとなりますが、全体で24ヘクタール、152筆で、ピンク色で示しました補償物件となる家屋等につきましては、住宅が3棟、物置等が4棟となっております。

最後に、4の今後スケジュールです。

既に進めているものも含みますが、現在、開発エリアの検討、インフラ整備の検討、企業の立地動向の調査、未来産業基盤強化プロジェクトなど開発手法の検討を進めるとともに、来月8月末までには、地権者の皆様から土地提供の同意書の取得、周辺住民への周知などを行ってまいります。

さらには、地権者同意がまとまった場合には、茨城県への支援要望を予定しております。産業用地の開発検討につきましては、那珂インターチェンジ周辺地域におけるまちづくりの一つとして取り組んでいるところでございますが、地権者の皆様が協力的でご理解をいただき、その意向も良好で好感触であるということが確認できました。開発に向けての一つの山を乗り越えられそうな機運となりました。この好機を逃すことなく早期実現のために進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

何か確認したいことございますか。

笹島議員 9月以降、茨城県の支援要望というのは、これどんなことを支援要望するんですか。

政策企画課長 今、開発の手法につきましては未来産業基盤強化プロジェクト、こちらをベースに基本として考えているところでございますが、こちらの申請に対する支援ということも含めまして茨城県のほうで何か積極的な支援ができないかということについて要望してまいりたいというふうに考えてございます。

笹島議員 ごめんなさい、何か具体的に何もありませんか、その未来何とかかんとかというのは私、分からないんですけれども、例えば、これ那珂市が主導で今言っていた用地を買収して、地権者から買いますよね。買ったものを今度、今言っていた誘致で募集しますね、企業にね。そしてそれを売るのか、貸すのか。ほとんどの場合、茨城県は9割近く

は茨城県で企業誘致をしていますよね。それは那珂市で本体でやるのかどうか、それをちょっと聞かせてください。

政策企画課長 今回の産業用地の検討につきましては、市のほうで買収をするということは想定してございませんで、あくまで基本としておりますのは、茨城県でプロジェクトとしてあります未来基盤強化プロジェクト、こちらは地域未来投資促進法という法律に基づくものでございますけれども、いろいろな規制緩和ができるというものでございまして、これに茨城県のほうに申請をしていって、企業の皆様が進出しやすくすると、そういうふうなことを狙っていくというものでございます。

笹島議員 そうすると、主体が茨城県になるんですね、那珂市じゃなくね。確認します。

政策企画課長 開発の主体については、今検討しているところでございまして、茨城県が主体となるというわけではございません。あくまで未来産業プロジェクトでいった場合には、市が申請人となりますので、事業としては市で行うということになりますが、ただ、土地の買収につきましては、市が行うということではなくて、地権者と企業とのやり取りということになりますので、事業としては市のほうで進めてまいります、県の事業ではないということでございます。

笹島議員 非常に分かりにくいんですけども、那珂市は何をやって、県は何をやってと、それを明確にしておかないと大変まずい問題になると思うんですよね。はっきりしていますか。

政策企画課長 開発の手法の話だと思います。開発の手法につきましては、今、現時点では地権者の意向を確認するという段階でございまして、次のステップとしてどういった開発がベストなのかということを探っていくということでございます。よろしく願いいたします。

笹島議員 地権者は喜んで、これご提供すると思うんですよね。ですから、その次の次の次をやっておかないと、今のうちですね、県をどれだけ期待するじゃないですか。どちらが誰が主体性でやっていくかということ、非常にこれ費用がかかる問題で、そして、これ競争が激しいですから、今言った企業誘致というのは、8割方は県南、県西でもう企業誘致はままとまっているので、ここの県央、県北というのは非常に厳しいです、ひたちなか市を除いてね。その件は知っていますよね。ですから、そういう厳しい中で誰が主体性でやって、誰があれだという、じゃないと責任を明確にしないと大変なことになりますんで、それをはっきりさせてください、これから。

以上です。

議長 ほかに。

寺門厚議員 今、笹島議員のほうから話もありましたように、企業の立地動向の調査ですね、これはしっかりとやっていただきたいと思うんです。複数の候補地を選定して、各企業が一番条件のいいところというふうな指定をしていくと思うんです。ですから、アン



ケートで出ますよ、出しますよというふうに言ってくさっている企業があるんですけども、決して最終的に最後まで安心はできないんで、きちんとそれはフォローを取っていただきたい。

それともう一点は、周辺住民への周知なんですけれども、地権者への説明は終わりましたが、今後、この産業団地全体からすると、まず外周の道路ができて、当然排水のほうの計画もできるでしょうから、その辺についてしっかりと説明をしていただきたいんですね。これまだインフラのほうの整備の検討というのはされていないと思うんで、インフラは基本的にどちらがやるんですか。どこが主体でやるんですか。それをまず聞いておきたいです。

政策企画課長 まず、企業立地の動向の部分についてでございますけれども、こちらにつきましては今回、市のほうで委託をしております企業の需要調査、その中でアンケート調査が今終わった段階となっております。今後、サウンディング調査ということで各企業10社を予定しておりますけれども、サウンディング調査、聞き取り調査を行って、より現実的なものになるようにということで進めていきたいというふうに考えてございます。

それと、周辺住民への周知という部分につきましてですけれども、こちらも開発の中身が具体的にまだ決まっていないということもございまして、インフラの想定を内部ではしているところでございますけれども、それをまだどういうふうに具体的になるのかという部分をお示しするような段階ではないということがございまして、その辺も含めてしっかりと内部で詰めまして、周辺住民の方には今現段階では市のほうでは開発を検討しているということについて周知をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

寺門厚議員 産業団地の指定、開発をしていくんだよという話をすることになるんだと思うんですけども、具体的な話じゃなくてね。その具体的な話が欲しいんですよ。ですから、それは時期、今年じゃなくということになるんでしょうけれども、しっかりと説明のほうをお願いしたいと思います。特に、排水については、これは田んぼについては大排水路がありますんで、そこに流す云々という話も多分出てくるのかなという気はしますんで、それはちょっとどうかなというのもあるので、その辺をきちんとやっばりあらかじめもう市のほうで想定して、対応のほうを決めていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長 ほかに。

遠藤議員 ここに興味のある方、企業は、いろんな前のサウンディング調査で候補地としての条件で幾つかの条件があったわけですけども、例えば農地転用の規制が緩和されれば候補地になるということが6社あって1位なんですよね。ここというのは、これは大丈夫なんですか。農地転用は可能ですか。

政策企画課長 こちらの農地転用の部分につきましては、先ほど申し上げました未来産業基盤強化プロジェクト、こちらにエントリーするというのもって規制が緩和されるプロジェクトとなっておりますので、そちらを活用できればというふうに考えてございます。

遠藤議員 これ一種農地は入っていない、農用地も入っていないんですか。

政策企画課長 今回お示ししましたこの青い色で染まっている部分については、第一種農地も入っておりますけれども、そういったものもクリア、規制緩和されるというようなプロジェクトとなっております。

遠藤議員 はい、分かりました。

あと、次、そのサウンディング調査の候補地の条件の2としては、造成などがされれば候補地となるということなんで、これは企業のほうでやるんじゃなくて、市のほうでやってくれば行ってもいいよということなんですよね。ただ、その造成は市の金でやるということなんだということだと思いますが、これはそういう意味ですか。

政策企画課長 アンケートにつきましては、那珂市が候補地としてなり得るかどうか、那珂インターチェンジ周辺の部分が候補地になり得るかどうかというのをまず確認したい、把握したいということがありましたので、その開発の状態、そういったものについてはどういった可能性があるのかというところを把握するための設問としまして規制緩和の話であったりとか、今お話が出ました造成等がされていればいいのか、あとは現在の状況でも候補地になりますかというところ、3つの部分でアンケートでお聞きしたということでございますので、その造成を市のほうですということありきで設問を設けてアンケートをしたということではないということでございます。

遠藤議員 もちろんアンケートの取り方はそうでしょうが、そうじゃなくて向こうがここに出てきてもいいよというふうなものは、向こうが書いてきたのが農地転用がオーケーなら候補地になるというのが6社、造成がされれば候補地になるというのが5社で、現在の状況で候補地になるというのが3社なんです。だから、そういうこちらが別に意図があるような聞き方をしていないのは分かります。

ただ、向こうとして出てくるんだったらこういうことが条件で出るよと向こうが言っているんで、だから造成がされない、造成しなければ候補地にはならないのが5社あるんじゃないかという僕はそういうふうに見ているんですけども、もし造成がありきの条件なら、これはさっきの話ね、市がやるのか、県がやるのか、やるとするとどれぐらいのお金を市が出さなきゃいけないのか、それはどうなんですか。

政策企画課長 その開発の手法の部分と一緒に思います。造成等がされればという部分については、市のほうで財政的な部分もございまして、市が用地を買収して造成するということは、現時点では想定はしていないということでございます。

その未来産業基盤強化プロジェクト、これちょっと何回もお話しすることになってしまいますけれども、こちらにつきましては地権者と企業との間で売買契約していただくこと

というのが基本線となっております。ただ、その農地転用、そういった部分について規制緩和をするということが可能となるプロジェクトとなっておりますので、まずは地権者の意向を確認した上で皆さんの同意が得られるということがございますので、そういった部分を優位性と捉えまして、茨城県のほうにその未来産業基盤強化プロジェクトへの申請をしていくということをこれから、それを基本のベースとして狙っていきたいということで考えてございます。

ただ、開発の手法につきましては、それ以外にもあろうかと思っておりますので、そういった部分を今後検討して、こういった開発の手法がベストなのかという部分について調整をしていきたいというふうに考えてございます。

遠藤議員 私はいろいろあそこに企業が進出することは、いいことだと思っているんですよ。ただ、やれるんだったらばきちっとやったほうがいいと思うんですよ。

ただ、さっきから出ている県のプロジェクトの内容を見ると、県は支援をするのは各種手続の支援、あと、企業のエントリーを受付したりとか、どっちかというと本当側面支援だと私は見えていて、やっぱり主体は市だと思うんですよ。ただ、先ほどの話だと、売買契約は企業と地主なんですよね。

市は何をこのプロジェクトでやるのか。例えば、このエリアの中でそれこそ虫食い状態になっても困るわけですから、その多分事業者と地権者の調整もこれは市がやるんだろうと思いますけれども、これは工業団地的な位置づけになるのか、それともあのエリアを使って何か虫食い状態に場合によってはなるかもしれないかなというような話を聞いて思うんですけれども、そこ、僕らのイメージがどういうイメージであそこを有効活用しようとしているのかがちょっとまだよく分からないんで、県の支援を受けるのは分かるけれども、県はどこまでやってくれて、市はどこまでやって、一番大事な金はどこが出すのか、そこなんですよ。

政策企画課長 開発の部分について、まず地権者の皆様と企業の相対という部分については、ほかの市町村の例を見ますと地権者の協議会というのをつくっていただいて、その事務局を市が行うというようなことを想定して実施しているところがございます。そういったところになりますと、単価なんかも含めまして、一律の単価、誰もが同じような単価で売買契約ができるようになったりですとか、そういったところで市のほうは支援をしていくという形が想定されるのかなというふうに思っております。

また一方で、企業が決まらないという前提はあるんですけれども、企業が決まって、その売買契約、もしくはそこから造成に係る部分まで茨城県の開発公社のほうで引き受けてくれるというような制度もあるというふうに聞いておりますので、そういった可能性も含めていろいろ検討していきたいというふうに考えてございます。

遠藤議員 分かりました。ぜひ頑張ってくださいと思います。

最後に1点だけ、この77地権者の中で未相続の土地はありますか。

政策企画課長 相続が終わっていないところ、当然でございます。

遠藤議員 それ何筆あるんですか。

政策企画課長 すみません、調べてはあるんですけども、ちょっとここですみません、申し上げられませんが、複数あるというふうには認識しております。

遠藤議員 これちょっと頑張らないといけないと思いますね。未相続、これどこでも所有者不明の土地が今全国の中で今22%もあるんですよ。大変な問題です。ただ、来年4月から相続登記義務化でありますから、それを生かしてぜひちょっと、これは手続上頑張ってください。

以上です。

議長 ほかに。

寺門厚議員 最後、基本的な質問、このインフラのところ、さっき企業と相対で地主が売買をするということになるんですけども、共用部分である、例えば道路等についてはどういうふうになるんですか、その土地、共有部分は。

政策企画課長 未来プロジェクトの手法でいう原則的なところでいきますと、各企業が一社一社開発行為を行っていくというようなスキームになるということになりますので、原則論でいえば各企業がそのインフラも整備もしていくということにはなるんですが、一方でただそれを待っているだけではなかなか企業誘致は進まない、進出が進まないということもあると思いますので、市のほうで幾らか整備を進めて行かなければならないのかなというところはしっかりと調整をして、企業誘致が進むような形で調整をしていきたいというふうに考えてございます。

寺門厚議員 一番そこが大事なところだと思うんですね。恐らく企業については、公用共用の部分は全部の市のほうでとか、あるいは県のほうでという考えで来るとは思いますが、それは間違いないことなんで、とすれば本当に3社だけしか来ないという話になっちゃうんで、そこはきちんとどこが整備してやるというのを明確にしておいていただきたいんですよ。共用部分だけなのか、全部産業用地として市でやるのか、県でやるのか、国・県・市でどれだけの割合でやるのかということもきちんと決めておいていただきたいと思います。

以上です。

笹島議員 あれさっき聞いたんですけども、地主と企業が土地の売買するのですか。

政策企画課長 未来産業基盤強化プロジェクトの場合につきましては、その産業用地の開発について市のほうで買収をするということではございませんので、企業と地権者の間で売買契約を締結していただくようになるんですが、先ほどもお答えいたしましたけれども、それですとなかなか、公平な契約が結べられなかったり、虫食いになってしまうということもありますので、地権者協議会というものを地権者の皆様のほうでつくっていただいて、その事務局を市のほうが担うというようなことを想定して実施している市町村も

ありますということで先ほども一例申し上げましたが、そういったことが現実的なところなのかなというふうには考えております。

笹島議員 幾ら何でもそれは素人の集団で難しいでしょう。不動産会社とか開発事業者が入ってこない、そんなことって、市は関係ありませんよ、あとは勝手に企業と売買契約してください、それはあり得ないよ、それは。そんなことをやっちゃ駄目ですよ。だから、何回も言っているじゃん、何が主体でどうするかとか、先ほどから言っているインフラ整備は誰がどうだとか、もうそういうふうにしていかなきゃばらばらでしょう、これ。駄目ですよ、そんなことをやっちゃ。もう少し深く考えてやってください。やり直します。

議長 いいですか。

花島議員 地権者説明会をやったという話なんです、全然つながらなかった方が1件分、それから計画に積極的でない方も何件かいらっしゃいますよね。それは連絡がついていないところとか、積極的でない、あるいは答えがない方というのは、この図の中でいうとどこなるか、要するに具体的にここだと教えてくれというふうじゃなくて、計画、将来そこがうまくいかなかった場合にえらく支障にあるところとか、面積なのかどうか、それを聞きたい、どうなんでしょうか。

政策企画課長 具体的な場所をちょっと申し上げられないということはあれなんですけれども、実際、虫食いにはなります。今お話ができていない方を除くとなると、虫食いにはなるということがありますので、我々としては100%の同意を目指していきたいというふうに考えてございます。

花島議員 虫食いになるのはいいじゃないですけども、だけれども、例えばちゃんとした道路との接続部が難しそうとかそういうことがあるかないか聞きたいんです。

政策企画課長 まず、その地権者の方が持っている土地の状況によるという部分だと思いますけれども、その部分については今後いろいろ調整をして、なるべくそうならないような形で進めていかなければならない。そうしないと大きさも確保できませんし、ここの部分については面で整備しようというふうに検討をしておりますので、一部分だけ整備するというようなことではなくて全体的に整備ができればいいかなということで進めておりますので、なるべく同意をいただきたいというふうに考えてございます。

花島議員 そうすると、別の質問なんですけれども、結局全体で計画するとある意味でリスクが大きくなりますよね。だから、僕としてはあまり、何ていうのかな、全体として当初考えるにしても規模の調整が利くような計画のほうがいいと思っているんですけども、その辺はどういうふうにお考えですか。

政策企画課長 産業用地の開発エリアを検討する際の条件の一つとして20ヘクタール以上という条件を市のほうでしました。というのも県の開発の基準がございまして、その20ヘクタールはなるべくクリアしたいというふうに考えてございます。そういった意味で、

例えば5ヘクタールを幾つかとかということではなくて、一団のまとまった土地整備を図りたいということで今回進めておりますので、地権者の皆様にはご理解、ご同意をいただくような形で取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

花島議員 地権者の同意は得られそうだと思うんですが、問題は計画は24ヘクタールですかね。この大きさというのはイメージがあまり湧かないんですけれども、それに近い形、2アール減まではオーケーだとしても、どうなんだろうね、ちょっと採算性というか気になるんですよね。これからのことだと思うんですが、よくよく考えて進めていただきたいと思います。

議長 ほかに。

ないようですので終了といたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前11時17分）

再開（午前11時18分）

議長 再開いたします。

続きまして、車検切れの公用車の使用について、執行部より説明願います。

総務部長 総務部長の玉川です。

このたびは車検切れの公用車を使用するという事案を起こしてしまい、市議会の皆様、そして市民の皆様にご心配をおかけすることになりましたこと、深くおわびを申し上げます。

今回の事案はあってはならないものであり、担当部長として重く受け止めているところでございます。今後はこのようなことがないように、公用車の管理を徹底し再発の防止に取り組んでまいります。このたびは申し訳ございませんでした。

管財課長 管財課長の川崎です。ほか6名が出席しております。

このたびは誠に申し訳ございませんでした。

それでは、着座にて説明させていただきます。

それでは、全員協議会資料、車検切れの公用車の使用についてをご覧ください。

本市が所有する公用車1台を自動車検査証の有効期限が切れた状態で使用していた事実が判明したことを報告するものです。

1、事実が判明した経緯でございます。

令和5年6月20日火曜日、公務のため当該公用車を使用した職員が令和5年5月22日月曜日に車検期間が満了していたことに気がつき、判明いたしました。

2、使用した公用車の概要でございます。

管理は総務部管財課、配置先は保健福祉部健康推進課ワクチン接種対策室になります。車検満了日、令和5年5月22日。車検切れ状態の日数、令和5年5月23日から令和5年6月20日までの29日間。使用日数14日、運転回数15回、走行距離317キロメートル、運転

者数7人でございます。

### 3、原因でございます。

当該公用車は、市庁舎において管財課で集中管理している公用車ですが、令和3年度から健康推進課ワクチン接種対策室に臨時的に貸出ししており、当該公用車の車検について健康推進課ワクチン接種対策室に確認をする際、管財課の説明が不十分であったため、当該公用車を別の公用車と取り違えたことにより今回の事案が発生いたしました。

具体的な内容としましては、当該公用車の車検満了日が近いため、管財課からワクチン接種対策室に電話を入れた際、車両のナンバーを伝えていなかったため、健康推進課では車検満了日が4日違いの同車種の車両と取り違えてしまい今回の事案が発生してしまいました。本来であれば当該公用車を管理する管財課が整備業者のほうへの依頼をすべきであったと考えているところです。また、車検の連絡を入れた後に車検を完了したことを確認しなかったことも原因であると考えているところです。

### 4、判明後の対応でございます。

判明後、直ちに当該公用車の使用を中止し、車検手続を行っております。

### 5、再発防止策でございます。

管財課における管理台帳の管理を徹底することに加えまして、グループウェアの掲示板及びスケジュールによる車検満了日の管理を徹底します。これまでも年度内に車検を迎える車両については、年度当初に車検満了日を管財課からそれぞれの施設に通知しておりましたが、それに加え職員が使用するパソコンの各課代表のスケジュールに車検満了日を記載するようにいたしました。

次に、運行管理簿の表紙に車検満了日を記載したシールを添付し、複数の職員による車検満了日の確認を徹底いたします。

次のページをご覧ください。

写真の1になります。公用車全体の運用管理簿に添付しております。また、車内の見やすい場所に車検満了日を記載したシールを添付し、運転者や同乗者による車検満了日の確認を徹底します。こちらについては写真の2のほう、公用車のほう全台ダッシュボードの見えやすいところに貼付しております。

また、記載してはおりませんが、車検完了後には、車検証の写しを、先ほどの写真2のシールと一緒に管財課に提出してもらい、車検満了日を更新したシールを配布し、車検満了日の確認を徹底してまいります。

以上のような再発防止策を行い、今後はこのような事案が発生しないように、管理側と運転手による再発防止に取り組んでまいります。

説明は以上になります。

議長 説明が終わりました。

何か確認したいことございますか。

花島議員 資料の中で運行管理簿というのが写真つきで出ていますが、これはふだんどどこに置かれているものですか。

管財課長 こちらの書類については、集中管理で管財課が管理しているものについては、東側から皆さん入っていただくと思うんですけども、そこにシルバー人材センターの方がいて、集中管理で車を貸すということなんですけれども、そこにまず置いてありまして、借りに来た人がいれば、その管理簿と鍵を併せて渡して、運行が終わったらまた戻してもらおうと、そういう形で管理しております。

花島議員 そうすると今回の件では、ワクチン接種対策室に貸したときにその管理から離れたということですか。

管財課長 はい、そうですね。今回は、常時借りている場合は別なんですけれども、ワクチン接種対策室のほうで令和3年度から向こうでずっと借りて使っているということだったので、保管についてもひだまりのほうで管理していただきましたんで、その都度渡すという作業はやってございません。

花島議員 そうすると、今後は、例えば貸し出しているときにその管理簿も一緒にそちらに持っていくということなんですか。

管財課長 はい、そうです。車両貸出ししているときに車両の中に管理簿のほうも一緒に渡しております。

議長 ほかに。

寺門厚議員 再発防止策ということで載っていますけれども、これ管理簿の中には始業点検シートは入っていますか、まず1つ目。

管財課長 管理簿の中に、日常点検のシートと運行日誌と併せて入っております。

寺門厚議員 始業点検の中には、その車検を確認するという項目は入っていますか。

管財課長 点検項目の中に車検証の確認という項目は入っております。ただし、そのときに有効期限の確認ということが記載されていなかったんで、今後はその辺も気をつけていこうと思っております。

寺門厚議員 ということは、今後はその有効期限を確認しなさいと、始業点検時に。この運行管理簿をチェックするのは、どなたがやるんですか。

管財課長 管財課が管理しているその集中管理の車であれば、管財課長の私が運行管理者という形になってチェックします。また、各課に配属してある車につきましては、各課長が運行管理者という形になっておりますんで、そちらで管理していただきます。

寺門厚議員 対策はそれでやるということは分かりました。

もう一点が、これ車検なので費用が発生しますよね。これは管財課のほうで何月何日車検なので、ナンバー幾つの車両は入れなさいという指示を出すんですけども、今回はたまたま間違えちゃったんで、これは追っかけなきゃまずいですよね、車検切れなんで。それはやったんですか。その対象の車を徹底的に探せということはやりましたか。



管財課長 車検切れの車については、今回ないような形で確認は全台数しております。

寺門厚議員 ということは、車検を受けなきゃならないのに、全台数確認して、要は対象車両が見つからなかったということなんですか。

管財課長 そのとおりでございます。通知を行った時点で、管財課のほうで管理台帳というのを作っているんですけども、そちらのほうには車検対応済みという記載してしまったということです。

寺門厚議員 そこが問題じゃないですか。ステッカーなんて何ぼ貼ったってまた起きますよ、それ、同じことやって。

いや、それで言いたいのは、管財課のほうで、要は今言ったように車検切れが発生しないように事前に車検を受けてください、必ず実行をさせるということが抜けちゃったという話でしょう。次は今度、管財課のほうでやっぱりそれ、きちんと二重、三重のチェックをしなきゃいけないですよ。それはできているんですか。今度、つくっているんですか。

管財課長 おっしゃるとおりだと思います。それで、先ほどのグループウェアのほうの課の代表にその車検満了日を入れるという形のもは、課内の職員であれば誰でも見られる位置に記載しておりますんで、その辺も併せたような形で車検切れ防止を徹底していきたいと考えております。

寺門厚議員 ドライバーの方への講習会をやって、きちんと実施できるように、再発しないように徹底をお願いしたいのと、これいずれにしても無車検、車検なしで走っちゃうとドライバーが罰せられますよね。免許停止ですよ。これというのはドライバーも当然責任はあるんですけども、今回は事故は起こしていませんけれども、非常に大きな、もう刑事罰になっちゃうんで、事故なんか起こしちゃうと。だから、そこまで管財課のほうで考えていただいて、安全確保をしっかりとやっていただきたいと思います。

以上です。

議長 ほかに。

寺門勲議員 公用車の管理につきましては、6月の定例会で確認させていただいたところでしたので、車検切れに気づかず使用していたと話をお聞きし、まさかというのが正直な思いました。このようなことはあってはならないことであり、市民の信用、信頼を損なうだけでなく、市民の安全を脅かすことにつながる事案だと思います。今回のことをしっかりと反省していただき、今後二度とこのようなことがないよう、再発防止を徹底し、市民に信用、信頼される市役所であって欲しいと思いますし、そうなってもらわなければならないと考えております。しっかりと取り組んでください。

以上でございます。答弁は結構です。

原田議員 今回の件ですけれども、警察のほうにも報告をしたと私、聞いているんですけども、その際、警察からの何か指摘とか何か今後の指導とか何かあったんでしょうか。ま

た、刑罰等何か事故がなかったということなんですけれども、処分等はどうなっているのか教えてください。

管財課長 今回の件に関しまして、那珂警察署のほうに当日報告しておりまして、その後、運転者に対しての事情聴取のほうは行われております。

まず最初に、罰則等ということなんですけれども、まず無車検での走行という形になりますと、道路運送車両法に違反しますと。今回は自賠責保険のほうも切れてしまったので、自動車損害賠償法についても違反という形になります。

今回、内容としましては、事情聴取を行った結果としまして、あくまで今回申出のほうがか市の申出であると、初犯であるよということと、運転者自体が意識していなかったという、故意ではないという形になりまして、今回については処分はないですということでお話をいただいております。また、市役所に対しても今後そういうことが発生しないよということでも口頭注意のほうをいただいております。

以上です。

遠藤議員 車検切れということですが、当然決してあってはならないんで猛省していただきたいと思いますが、先ほどの報告を聞くとどうやら今回対象の車ともう一台もぎりぎりだったみたいなことなんですけど、それで取り違えたみたいな話もありましたけれども、そもそも車検切れというのはぎりぎりに出すものですか。それを何か、どれぐらい1か月前ぐらいに出すとか、我々一般人でも代車の準備もしなきゃいけないんで、少し余裕を持って出すんですけれども、そのルールみたいなものはなかったんですか。

管財課長 すみません、先ほどの説明がちょっと悪かったんですけれども、もう一台の車が車検ぎりぎりになってしまったということではございません。管財課のほうとしましては余裕を持った段階で健康推進課のほうにお願いしたんですが、そのときに実はもう健康推進課のその対象になった車は車検を予約してあったということで今回漏れてしまったということが考えられるところです。

今回、スケジュール案のほうにも車検のほうの通知しているんですが、そちらについては1か月前に通知するような形で実施しております。

以上です。

遠藤議員 そうですね、大体1か月ぐらい前には通常そうだと思うんです。

あと、公用車というのは結構いろいろあると思うんですが、管財課管轄だけになるんですか、全部消防車とかを含めて一切管財課管轄なんですか。

管財課長 市のほうの公用車なんですけれども、全163台あります。そのうちの管財課が管理している集中管理で行っている車というのは31台あります。それ以外の車については、各配属された施設、各課によって車検のほうは管理していただいております。

ただし、管財課のほうとしましては、その年度当初に、今年度、車検の車がこれだけありますよという通知を行っているという形です。それは全車両に対してということ

です。

遠藤議員 分かりました。

先ほどのこの再発防止策は、これはこのとおりに考えていただいたんで、これを徹底していただきたいと思うんですが、ただ、これというのはどうやら先ほどの市の全体の163台のうちの2割ぐらいしか該当しないんだよね。こういうふうな対策自体をやって取れるというのはね。残り8割は、それなりに各所属のほうでやんなきゃいけない感じなんですけれども、そこらについては大丈夫なんですか。

管財課長 申し訳ございません、ちょっと説明が悪かったんですけれども、公用車163台、こちら全台に管財課のほうで作成しまして、配布しております。そちらについては全台完了です。

遠藤議員 分かりました。まずは皆さんでぜひ管理をもっと徹底していただいた上で、あとでできれば、これできるかどうかなんですけれども、車検で代車をやっぱりお願いしたりすると思うんで、市のほうでどこに整備工場を頼んでいるか分からないんですけれども、そういうところから何かこれそろそろ車検ですよというそういう通知はないんですか、今のところ。

管財課長 その辺についてなんですけれども、市内の公用車について、毎年同じ車が同じ修理工場に出すという形には今なっていないのが実情でございます。そして、市内の整備業者、いろいろありますんで、あまり偏らないような形でいろいろな業者に回してもらっているというのが実情なんで、本来ですと皆さん自分の車もそうだと思うんですけれども、修理工場から通知が来てという形なら間違いはないと思うんですけれども、ちょっとその辺のところは今現状としては難しいのかなと考えてはおります。

遠藤議員 いや、難しいんじゃなくてお願いすればいいんじゃないですか。当然あってはならないんで、警察まで絡む案件になっちゃっているわけですから、再発防止が僕は大事だと思うんで、まずは自らこういうふうになんと分かるようにする。ただ、それでもそういう人的なものがあり得るんで、ほかからもちゃんとそういうふうにしてもらう。そういうことでもう二度とそれはないというようなそこまでの仕組みをつくったほうが僕はいいと思うんですけれども、できなくはないと思うんですがどうなんでしょうか。

管財課長 その辺は、通常的車検という形であれば、毎年同じ会社でやれば当然来るということなんですけれども、例えば次の業者が変わってしまうこともあるかとは思いますが、その辺はお願いするような形で考えていきたいと思っております。また、本当に点検の中でもしっかりみんなで車検の満了期間を確認しながら、再発防止のほうは努めたいと思います。よろしくお願ひします。

議長 ほかにないようですので、終了といたします。

暫時休憩いたします。

執行部は退席願ひます。ご苦労さまでした。

休憩（午前11時39分）

再開（午前11時40分）

議長 再開いたします。

続きまして、その他になります。

事務局より事務連絡があります。

次長補佐 それでは、私のほうから今度開催されます議員と語ろう会について、最終の確認をしていきたいと思いますので、今回、当日も資料を使うかと思っておりますので、紙ベースで資料を配付させていただきました。全員協議会資料で説明をさせていただきます。

まず、日時につきましては8月5日土曜日、午前9時半からが中央公民館、午後1時半かららぼ一になります。

集合時間なんですけれども、中央公民館のほうに午前8時45分に集合のほうをお願いします。

3番の配布資料なんですけれども、こちら当日、市民の方に配る資料になるんですけれども、1番の会議次第から5番のアンケートにつきましては、今日は参考としまして全議員に配付させていただきましたので、そちらを参照いただければと思います。

4番、その他になるんですけれども、まず受付の議員の方ですが、受付の際、会議次第を見ていただくと、このナカマロちゃんのところに、今回、皆さんに配付しているのはAと書いてあるんですけれども、A、B、Cと3つ用意してありますので、受付の議員の方につきましては、このA、B、Cを均等に割り振っていただきたいと思っております。各常任委員会が均等な人数になるように割り振りをお願いしたいと思います。その際、資料、お茶、鉛筆、ネームプレート、こちらを用意してありますので、そちらを一緒に渡していただければと思います。

2番目としまして、開会時なんですけれども、この資料の一番後ろに会場のイメージ図が載っているんですけれども、この中で常任委員会ごと3島つくるような形になりますので、常任委員会ごとに着席をお願いしたいと思います。

開会しましたら、古川委員長から挨拶等ありまして、自己紹介を振ると思っておりますので、常任委員会ごとに自己紹介をしていただければと思います。

続きまして、挨拶等終わりましたら、テーマごとに30分でローテーションをしますので、30分たちましたら議員が席を移動する形になります。市民の方はそのままいていただいて、議員が移動していくような形になります。

次なんですけれども、午前の部が終了しましたら、机とか椅子の片づけをしていただきましたら、午後かららぼ一になりますので、らぼ一へ向かっていただきたいと思っております。昼食は、らぼ一に準備しますので、1階の事務室の隣に応接室があるんですけれども、そちらに用意してありますので、そちらで昼食を取っていただきたいと思っております。この後、事務局でお昼の注文を取りますので、注文の都合上2種類ぐらいにしたん

ですけれども、注文をしていただきたいと思います。

最後になりますが、服装につきましては、原則ポロシャツ、ナカマロちゃんポロシャツとか、いい那珂暮らしのポロシャツがあると思うんですけれども、そちらでやっていただければと思います。

次のページ以降が準備するものなんですけれども、こちらのほうは事務局のほうで全て用意してあります。

3番、役割分担表が各常任委員会で決めていただいたと思うんですけれども、そちらのほうを載せております。記録の方になんですけれども、ICレコーダーは3つ用意しますが、常任委員会ごとになるとマイクを使用しないので、恐らく録音状態が悪いと思いますので、ICレコーダーはあまり期待していただかないで、書記の方は大変になると思うんですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

説明については以上となります。

この後、事務局職員が後ろで昼の注文を取りますので、終了しましたら注文のほうをしていただければと思います。

以上です。

議長 この点につきましては以上といたします。

花島議員 その他の件で、議会広報を出していますよね。それで、一般質問の記事を僕が書いたわけですが、私が今まで何度も一般質問の場で意見だけ言って、相手の回答をもらわないことがたくさんあります。それというのは結構本人にとっては大事で、何でそれが大事かという、別に何か提案したり何かして、必ずしも執行部がすぐにやるとかやらないとか、検討しますとか、積極的な答えをもらわなくても考えてもらうという形で出しているわけです。

ですから、答弁もあえてもらわないでいるんですが、それを今の議会広報の中の一般質問の書き方だと、やめろという話になっているんですよ。QアンドAと書くからQで答えがないのがおかしいんだという話なんです、それがQだというのがQじゃなくて、議員がこう言った、執行部の誰それ、例えば建設部長が言った、そういう形にすれば、そこは簡単にクリアできるんじゃないかと思うんですよ。そのときそれぞれ何言ったか。

一般質問というのは、質問という名前だけれども、単に執行部の考えを聞くだけじゃなくて、議員の考えを述べるのも大事な要素だと私は思っている、ぜひそうしてもらいたいです。

でも、この間の広報編集の中で私としては原稿を書いた人、人間としては納得できないけれども、それを削ったり何かするのは広報編集委員会の権限だと言えば、そうでしょう、そうかもしれませんけれども、ただ、今後を考えてもらいたいということなんですけれども、皆さんのご意見どうでしょうか。

議長 原田委員長、今の意見について。

原田議員 毎回、そういうご意見をいただくときには、広報編集委員会の際にみんなで協議はしていることでして、今、花島議員からもありましたとおり、一般質問の原稿ということである程度何か法則ではないですけれども、QとAでということに指定させていただいていて、要望等、何か私も気持ちは多分皆さんもあると思うんですね。中には要望最後に書かれて、執行部のAがないという原稿も頂くこともあって、そういうものは直していただいている状況になっていまして、ただ、何か要望を受け付けるということになってしまうと、それも字数をするとか、何かここからここまで要望にするとか、やっぱりいろいろ制限を加えなきゃいけないところで、どこからどこまで要望を受け付けていかというところも広報のほうでは話をしておりまして、そういうところで今はQとAに分けて書いていただいている状況になっております。

今後、10月にも視察を予定していますので、そのあたりも何かほかのちょっと聞いてみたいなどいうところもありまして、今はそのような状況でちょっとご理解いただきたいところであります。

議長 花島議員、広報編集委員会でもう一度、今の花島議員の意見を聞きながら原田委員長を中心に検討していただければと思います。これを全員でやるということじゃなくて、広報編集委員会です。

花島議員 私は広報編集委員じゃないです。広報編集委員会の前に私が出て行って、話をしなさいということですか。

議長 いや、違います。広報編集委員会で検討してくださいと、花島議員の今の件に対して。

花島議員 それ、私何度もこの件、言っているんですよ。その都度、取りあえず納得した形にしてきたわけです。だけれども、全然改めてくれないということで、さっき言ったように変えるのは簡単ですよ。Q、Aと書くからおかしいんで、今だってAの下に市長とか建設部長とか書いてありますよね。だからAを取って、市長なり建設部長にすればいいし、Qのほうは議員とやればいいだけでしょ。そのぐらいのことを何でできないか、僕は分からないんですよ。

もしどうしてもというんだったら、私は今後、一般質問のときに何を言おうが執行部の答えを、「あ」でも「い」でもいいから答えをと言わなきゃならないんですよ。それというのはちょっとばかばかしい、正直言って。

だから、いいですよ、それは。だけれども、何度も言っていることだから私、みんなに投げかけているんですよ。

あと、権限はどうなんですか。要するに原稿は私が書きますよね。だから、それに対して中身を広報編集委員会が全面的に一応僕が書くけれども、全部責任があるのか、あるいは権限あるのかという役割分担が僕には分からない。

議長 ひとつ広報編集委員会、委員長中心にいろいろ各常任委員会ありますよね。だから、そ

れと同じで広報編集委員会が決めて、こういった形で広報紙を出しましょうというのは、ある程度議員としては従っていかないとやっぱりまとまらないのかなと思いますけれども。

花島議員 はい、だから今までずっと従ってきました。ですから、ずっとですかという話なんですよ。

あえて言うと、要するに議会広報というのは何のためなのかということなんです。断片にしろ、例えば一般質問の記事だったら、一般質問でこういうやり取りがあったということを示すものでしょう。それを例えば提案だけ言ったことのようなこととか、意見だけ言ったことは書けないというのが、僕は論理的に変だと思っているんですよ。

以上です。

原田議員 どうしても皆さん、一般質問の文字数が決められてしまっておりまして、何個も質問事項をやっているでも1個の質問事項しか入れられないですし、その中でも本当に一部しかQ、Aでなっていたとしたら1個、2個の質問で、それから回答を書くというどうしても制限がかけられてしましまして、それ以降になってしまいますと、皆さんやっておられるかもしれません。個人的にそういう発信をしていただくなり、今であればYouTubeの動画の配信もされておりまして、その案内を今後、そのQRコードもちょっと議会だよりに出していきたいねという話も出ておりまして、ちょっとそういったところでどうしても制限をかけられてしまうというところでお願いしたいです。

花島議員 話をすり替えないでほしいですよ。文字数の制限は、それはそれで不満がありません。でも、今はそのことを言っているわけじゃないですよ。要するに、何でQとAという形しかないんだということを行っているんですよ。それだけです。

だから、それは確かに項目があって、私、この間7項目、しかもその1項目の中のほんの断片しか書けない。それ紙面の量とか、読む人がどれだけ読む気があるかということで依存するから、しょうがないと思っているんですけれども、やっぱりその中で特にですよ、そういう制約がある中で選んだ項目が僕から言えば納得できない理由で制限されるのが理解できないということです。

笹島議員 花島議員、QアンドAのほうが市民が分かりやすいんじゃない。だから、それでいいんじゃない。意見があるんだったら、自分で何かを出せばいいんじゃない、例えば。自分で広報出すなり、SNS出すなり。

花島議員 それはやっていますよ。

笹島議員 それでいいよ、もう。QアンドAというのは市民に分かりやすいんだよ。我々は市民に分かりやすいように広報作っているんだから、私らの主張じゃない。市民の受け取り方が大事だから。もうそれでそうしましょう。それでみんな市民納得しているんだから。

議長 いずれにしても広報編集委員会にお任せいただいて、それで決めていただくという方法

しかないと思うんですね。

よろしいでしょうか。

(はい)

議長 以上で全員協議会を終了とします。

ご苦労さまでした。

閉会（午前11時54分）

令和5年9月22日

那珂市議会議長 萩谷 俊行